

平成 25 年 12 月 1 日

組合員及び契約者の皆様へ

山口県火災共済協同組合
山口県中小企業共済協同組合

合併のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より両組合の共済事業につきまして、格別の御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中小企業等協同組合法の改正が平成 26 年 4 月 1 日に施行されることから、この改正に伴い山口県火災共済協同組合と山口県中小企業共済協同組合は、平成 26 年 10 月 1 日に向けて合併の準備を進めているところであります。

これにより、火災共済（協）の中で中小企業共済（協）が取扱っている共済事業を実施することが出来るようになります。

また、組合員及び契約者が被る方が一の火災、傷病、自動車等の事故による経済的損失を補うことはもとより、安心・信頼を更に高め、地域経済社会の発展に寄与していくためには、今般の合併で、分散していた経営資源の統合による経営効率化を図ることが必要です。合併により、契約者の方々の多様化するニーズにも応えられ、更なる効率化や利便性の向上に繋がるとともに、強固な経営基盤が構築され、「総合共済化」による共済事業の発展に大きく貢献できるものと確信しております。

今後とも組合員及び契約者各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具